

埼玉県ジュニアバスケットボール連盟 規約

第1章 名称および事務局

第1条 本連盟は埼玉県ジュニアバスケットボール連盟（SJB）と称する。

第2章 所在地

第2条 本会を次の所在地に置く。埼玉県さいたま市見沼区南中丸831-4

第3章 目的および事業

第3条 本連盟は（公財）日本中学校体育連盟バスケットボール競技部の活動外の事業について規約にもとづき、関係団体と連携し、埼玉県における中学生のバスケットボールの健全なる普及発展を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、中学生のバスケットボール各種大会
- 2、中学生バスケットボールに関する普及発展のため必要と認める活動（規則、審判に関する活動、技術の向上と強化、広報活動、関係諸団体と携）
- 3、その他、本連盟の目的達成のために必要な事業
- 4、（公財）日本バスケットボール協会に対して、埼玉県中学校を代表して加盟する。

第3章 組織

第5条 本連盟は（公財）日本バスケットボール協会を母体とする県協会、県下の中学校で本連盟に加盟登録した中学生バスケットボールチームをもって各地区に支部を置く。

第4章 役員

第6条 本連盟に次の役員を置く

会長 1名 副会長 1名 理事長 1名
副理事長 2名 事務局長 1名 常任理事 若干名
理事 若干名 各専門部会部長 監事 2名

第7条 会長・副会長は、理事会の推薦によって決定する。会長は本連盟を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは之に代わる。

第8条 理事長・副理事長は、理事の互選とし、会長がこれを委嘱する。理事長が会務を執行する。副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故あるときは之に代わる。

第9条 事務局長は会長が指名し、理事会の承認を得る。事務局長は会務を処理する。

第10条 理事は、埼玉県ジュニアバスケットボール連盟より推薦を受けて選出された者とし会長が之を委嘱する。理事は企画運営にあたる。

第11条 常任理事会は11地区代表と各専門部長で構成する。常任理事会は理事会で承認する。常任理事会は理事の互選とし会務を処理する。

第12条 監事は理事長の推薦により会長が委嘱する。監事は会務を監査する。

第13条 事務局の構成は常任理事会において推挙し、理事会が承認する。事務局は、総務を総括する。

第14条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

第15条 本連盟に顧問及び参与をおくことができる。

第5章 会議

第16条 総会は本連盟の最高議決機関であって、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事で構成する。総会は、次に掲げる事項を審議する。

- 1 予算及び決算
- 2 事業計画
- 3 役員の承認
- 4 規約の改正
- 5 その他の重要事項 総会は会長が招集しその議長となる。

第17条 本連盟に次の会議をおく。

- 1 理事会
- 2 常任理事会

第18条 理事会は定例と臨時に開催されるものとし、定例理事会は年1回理事長が招集する。臨時理事会は理事長が必要と認めたとき、または理事の過半数から請求があったときに理事長が招集する。

第19条 常任理事会は定例と臨時に開催されるものとし、定例常任理事会は年2回理事長が招集する。臨時常任理事会は理事長が必要と認めたとき、または常任理事の過半数から請求があったときに理事長が招集する。

第20条 各会議は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。その際、委任状を提出すれば出席とみなす。議決は出席者の過半数の同意により決する。賛否同数のときは理事長が決める。

第6章 会計

第21条 本連盟の経費は次のように支弁する。

- 1 本連盟のチーム加盟費及び競技者登録費、一般寄付金および補助金。
- 2 埼玉県バスケットボール協会からの補助金
- 3 各種大会・事業参加料
- 4 本連盟独自の事業収益、その他の収入

第22条 本連盟の予算・決算は理事会の議決を経るものとする。

第23条 本連盟は、理事会の承認により特別会計をもうけることができる。

第23条 本連盟の会計は年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 加盟・登録

第24条 本連盟に加盟・登録しようとするチーム及び競技者は、次のようにする。

- 1 年度初めに県協会と(公財)日本バスケットボール協会、全国中学校バスケットボール連盟を経由し、本連盟に加盟・登録しなければならない。
- 2 加盟・登録する選手及びチーム責任者(顧問や外部コーチ等直接指導に携わるもの)は、本連盟が推奨する「スポーツ安全保険」への加入を義務づけるものとする。
- 3 万一事故が発生したときは、「スポーツ安全保険」をもってこれに当てるものとし、その他の賠償責務は負わない。
- 4 当連盟は、加盟・登録をおこなった選手及びその保護者、チーム責任者(顧問や外部コーチ直接指導に携わるもの)に対して、第24条3項の項目に同意をして、加盟登録を行ったとみなすこととする。

第25条 登録されるチームに所属しているものは中学生とする。

第26条 本連盟への二重登録は認めない。

第8章 専門部会

第27条 本連盟は必要に応じて専門部会を置くことができる。それぞれの部会の構成は別に定める。

第28条 各専門部長は常任理事会において推挙し理事会が承認する。部長は部会を代表し総括する。

第29条 各部会は部長が招集し、それぞれの業務に必要な原案を作成し、理事会の審議を経て行する。

第30条 各専門部会の構成は、各部長が適当と認めた者を部員に選出する。

第9章 11地区代表

第31条 11地区代表は、常任理事会において推挙し、理事会が承認する。地区代表は地区を代表し、総括する。

第32条 11地区代表は、担当地区の各種事業を執行するとともに、事務局との連絡調整にあたる。

第10章 規約の改廃

第33条 本会の規約の改廃については、理事会で審議し原案を作成して、総会で承認を受ける。

第11章 設立年月日

第34条 本連盟の設立年月日は平成14年4月1日

第10章 附 則

- 1 本規約実施上必要な細則は、別にこれを定める。
- 2 本規約の変更は、理事会で検討し決定する。
- 3 本規約は平成17年4月1日から施行する。
- 4 平成23年 5月 7日 一部改正(第7章 第24条 一部改正)
- 5 平成24年 5月 8日 一部改正
- 6 平成25年 5月12日 一部改正